

委員会提出議案第 2 号

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分事項の指定
の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項
及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年 3 月 21 日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 土 井 裕 美 子

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分事項の指定の一部改正

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分事項の指定(平成 18 年 3 月 8 日議決)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
議会の権限に属する事項中次の事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定する。 (1) 1 件 5 万円以下の現金、有価証券又は物品若しくは占有動産を亡失し、又は損傷したときにおいて、 <u>地方自治法第 243 条の 2 の 8</u> 第 8 項の規定による出納職員等の損害賠償責任の免除に関すること。 (2)～(8) 略	議会の権限に属する事項中次の事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定する。 (1) 1 件 5 万円以下の現金、有価証券又は物品若しくは占有動産を亡失し、又は損傷したときにおいて、 <u>地方自治法第 243 条の 2 の 2</u> 第 8 項の規定による出納職員等の損害賠償責任の免除に関すること。 (2)～(8) 略

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。